

公取近畿だより

平成31年4月号(第119号)



公正取引委員会事務総局 近畿中国四国事務所 (Tel 06-6941-2173)

https://www.jftc.go.jp/regional_office/kinki/index.html

(株)ライフサポートに措置命令(3月6日) ～景品表示法違反

(株)ライフサポートは、自社が運営するウェブサイト「快適生活オンライン」等で食品等を通信販売している事業者です。

この事件は、(株)ライフサポートが「快適生活オンライン」等のウェブサイトで販売するおせち料理について、「通常価格」と「歳末特別価格」を掲載し、「通常価格」は(株)ライフサポートが通常販売している価格であり、「歳末特別価格」は通常販売している価格よりも安いかのように表示していました。

しかし、この「通常価格」は、最近相当期間にわたって販売された実績がないものであったことから、景品表示法で禁止されている「有利誤認表示」(価格等の取引条件が実際のものより著しく有利であると一般消費者を誤認させる表示)に当たると認定しました。

なお、この事件は、近畿事務所が調査を行い、消費者庁が措置命令を出しました。

(詳細は5頁)

公正取引委員会の動き（報道発表）

（平成31年3月1日～3月31日）

番号	月 日	発 表 資 料 名	頁	
1	3月 1日	JAIF を活用した競争法の執行力強化に関する技術研修の実施について	-	官房国際課
2	3月 1日	東京都千代田区における「中学生向け独占禁止法教室」の開催について	-	官房総務課
3	3月 5日	沖縄県島尻郡与那原町における有識者との懇談会の開催について	-	沖縄公正取引室
4	3月 5日	名古屋市における「高校生向け独占禁止法教室」の開催について	-	中部事務所
5	3月 5日	東京都世田谷区における「中学生及び高校生向け独占禁止法教室」の開催について	-	官房総務課
6	3月 5日	大阪市における「中学生向け独占禁止法教室」の開催について	-	近畿中国四国事務所
7	3月 6日	株式会社ライフサポートに対する景品表示法に基づく措置命令について	5	消費者庁 近畿中国四国事務所
8	3月 7日	静岡県下田市における有識者との懇談会の開催について	-	中部事務所
9	3月 8日	岩手県一関市における「高校生向け独占禁止法教室」の開催について	-	東北事務所
10	3月12日	「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案」の閣議決定等について	-	経済取引局総務課企画室
11	3月13日	クレジットカードに関する取引実態調査について	8	取引調査室
12	3月15日	北海道茅部郡森町における有識者との懇談会の開催について	-	北海道事務所
13	3月15日	クアルコム・インコーポレイテッドに対する審決について（CDMA 携帯電話端末等に係るライセンス契約に伴う拘束条件付取引）	-	審決訟務室
14	3月18日	富山県における「公正取引委員会よろず相談室」の定期開催について	-	中部事務所
15	3月18日	石川県における「公正取引委員会よろず相談室」の定期開催について	-	中部事務所

番号	月 日	発 表 資 料 名	頁	
16	3月18日	「地方公共団体職員のための競争政策・独占禁止法ハンドブック」(案)に対する意見募集の結果及び成案の公表について	-	調整課
17	3月20日	株式会社ジャパンビバレッジホールディングスに対する勧告について	9	消費税転嫁対策調査室
18	3月22日	ティーライフ株式会社に対する景品表示法に基づく課徴金納付命令について	-	消費者庁
19	3月26日	今治タクシー事業協同組合に対する警告について	12	四国支所
20	3月28日	株式会社ラルズに対する審決について(食料品、日用雑貨品、衣料品等の小売業者による優越的地位の濫用事件)	-	審決訟務室
21	3月28日	「適正な電力取引についての指針(改定案)」に対する意見募集について	-	経済取引局調整課
22	3月29日	株式会社アルトルイズムに対する景品表示法に基づく措置命令について	14	消費者庁 九州事務所
23	3月29日	「消費税の転嫁を阻害する行為等に関する消費税転嫁対策特別措置法、独占禁止法及び下請法上の考え方」の改正について	17	消費税転嫁対策調査室

リンク先 → <https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2019/mar/index.html>

○ 近畿中国四国事務所からのお知らせ・・・19頁

今後の会議、説明会等の予定

日	時	会議、説明会等	場 所
4 月			
4 日	10:00～12:00	大阪商工会議所法律相談 (06-6944-6472)	大阪商工会議所
19 日	13:00～16:00	大阪総合行政相談 (06-6241-5111) ※公正取引委員会職員が左記日時に在席します。	大丸心斎橋店 南館 8 階
5 月			
9 日	10:00～12:00	大阪商工会議所法律相談 (06-6944-6472)	大阪商工会議所
17 日	13:00～16:00	大阪総合行政相談 (06-6241-5111) ※公正取引委員会職員が左記日時に在席します。	大丸心斎橋店 南館 8 階

日	時	会議，説明会等	場 所
6 月			
6 日	10:00～12:00	大阪商工会議所法律相談 (06-6944-6472)	大阪商工会議所
21 日	13:00～16:00	大阪総合行政相談 (06-6241-5111) ※公正取引委員会職員が左記日時に在席します。	大丸心斎橋店 南館 8 階

※ 優越的地位の濫用及び下請法に関する講習会の日程詳細は当委員会のホームページにも随時掲載しています。リンク先 → <https://www.jftc.go.jp/shitauke/kousyukai/gaiyou.html>

平成31年3月6日

株式会社ライフサポートに対する景品表示法に基づく措置命令について

消費者庁は、本日、株式会社ライフサポート（以下「ライフサポート」といいます。）に対し、同社が供給するおせち料理に係る表示について、消費者庁及び公正取引委員会（公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所）の調査の結果を踏まえ、景品表示法に違反する行為（同法第5条第2号（有利誤認）に該当）が認められたことから、同法第7条第1項の規定に基づき、措置命令（別添参照）を行いました。

1 違反行為者の概要

名 称 株式会社ライフサポート（法人番号 5120001116720）
所 在 地 大阪市西区土佐堀一丁目3番18号快適生活ビル
代 表 者 代表取締役 西山 幹夫
設立年月 平成13年4月
資 本 金 1000万円（平成31年2月現在）

2 措置命令の概要

(1) 対象商品

別表1「商品」欄記載のおせち料理（以下、それぞれ「鶴寿（かくじゅ）」、「吉松鶴（きっしょうかく）」、「七福（しちふく）」、「賑和祝（にぎわい）」、「華扇（はなおうぎ）」、「雅ノ舞（みやびのまい）」、「結禅（ゆうぜん）」という。）の各商品（以下これらを併せて「本件7商品」という。）

(2) 対象表示

ア 表示の概要

(ア) 表示媒体

「快適生活オンライン」と称する自社ウェブサイト及び「Yahoo!ショッピング」と称するウェブサイト開設した「快適生活オンラインYahoo!店」と称する自社ウェブサイト

(イ) 表示期間

別表2「表示期間」欄記載の期間

(ウ) 表示内容（別紙）

例えば、「快適生活オンライン」と称する自社ウェブサイトにおいて、鶴寿について、平成29年12月1日から同月13日までの間、「数量限定 歳末特別価格！ 年末のおせちお急ぎください！ なくなり次第終了！ 通常価格28,800円（税別） ↓ ↓ ↓ 残りわずか！！ 今なら！！ 8,000円お値引き 歳末特別価格20,800円 税別」と記載するなど、

別表2「表示媒体」欄記載の自社ウェブサイトにおいて、同表「商品」欄記載の商品について、同表「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示内容」欄記載のとおり記載することにより、あたかも、「通常価格」と称する価額は、ライフサポートにおいて本件7商品について通常販売している価格であり、「歳末特別価格」と称する実際の販売価格が当該通常販売している価格に比して安いかのように表示していた。

イ 実際

「通常価格」と称する価額は、ライフサポートにおいて本件7商品について最近相当期間にわたって販売された実績のないものであった。

(3) 命令の概要

ア 前記(2)アの表示は、前記(2)イのとおりであって、それぞれ、本件7商品の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であり、景品表示法に違反するものである旨を一般消費者に周知徹底すること。

イ 再発防止策を講じて、これを役員及び従業員に周知徹底すること。

ウ 今後、同様の表示を行わないこと。

【本件に対する問合せ先】

消費者庁表示対策課

電 話 03(3507)9233

ホームページ <https://www.caa.go.jp/>

公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所取引課

電 話 06(6941)2175

ホームページ https://www.jftc.go.jp/regional_office/kinki/

数量限定

歳末特別価格!

年末のおせちお急ぎください! なくなり次第終了!

通常価格 28,800^(税別)円

↓ ↓ ↓

残りわずか!!

今なら!! 8,000円お値引き

歳末特別価格 **20,800^(税別)円**

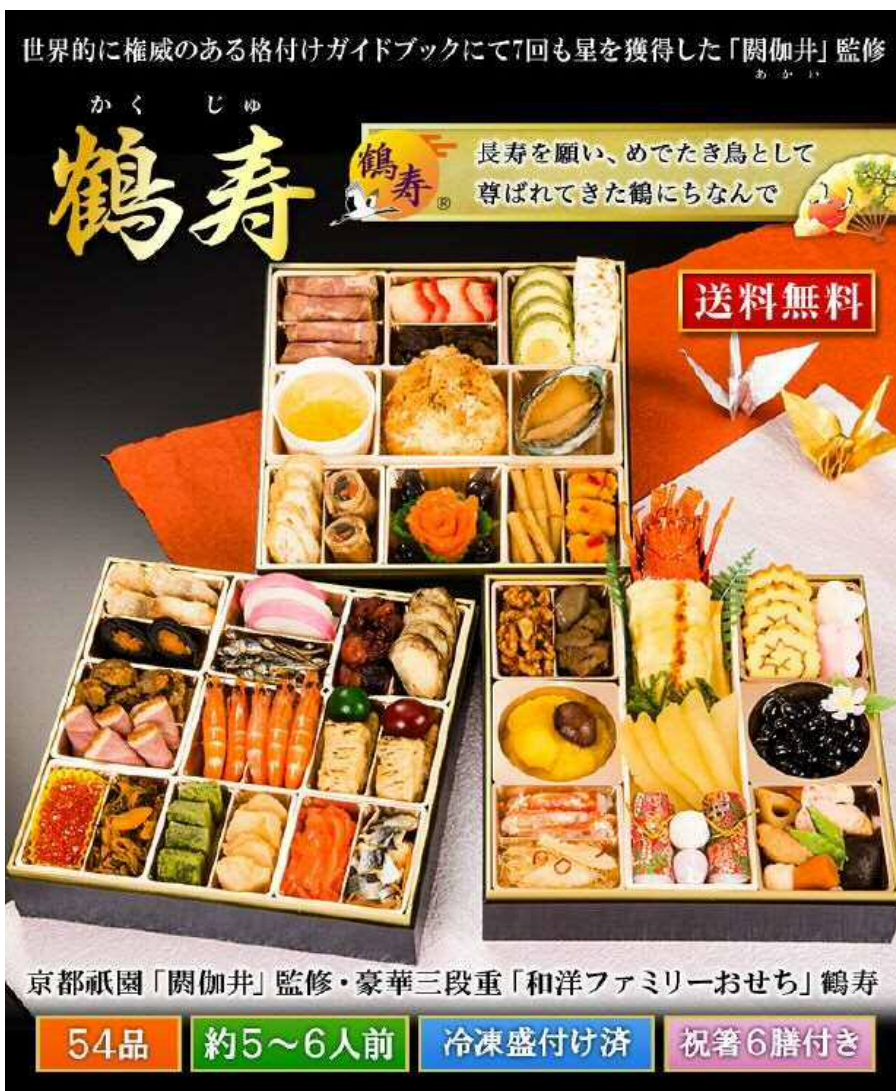
世界的に権威のある格付けガイドブックにて7回も星を獲得した「関伽井」監修

かく じゅ

鶴寿

鶴寿[®] 長寿を願い、めでたき鳥として 尊ばれてきた鶴にちなんで

送料無料



京都祇園「関伽井」監修・豪華三段重「和洋ファミリーおせち」鶴寿

54品 約5～6人前 冷凍盛付け済 祝箸6膳付き

クレジットカードに関する取引実態調査について

平成31年3月13日

公正取引委員会

第1 調査趣旨

現在、我が国におけるキャッシュレス決済額の大半はクレジットカードによるものであり、また、クレジットカードによる決済額は増加傾向にある。「未来投資戦略2017」（平成29年6月9日閣議決定）及び「未来投資戦略2018」（平成30年6月15日閣議決定）では、「今後10年間（2027年6月まで）に、キャッシュレス決済比率を倍増し、4割程度とすることを目指す。」とされている。したがって、クレジットカードによる決済額は今後も増えていくことが予想される。

公正取引委員会は、このような状況を踏まえ、クレジットカードに関する取引における独占禁止法又は競争政策上問題となるおそれのある取引慣行等の有無を明らかにするため、今般、クレジットカードに関する取引実態調査を実施することとした。

第2 調査対象等

1 調査対象

クレジットカードに関する取引

2 調査方法

調査は、平成30年2月から平成31年2月にかけて、次の方法により実施。

(1) 書面調査

国際ブランド5名（回答者数5名、回収率100%）、クレジットカード会社258名（回答者数226名、回収率約88%）及び販売店2,000名（回答者数723名、回収率約36%）に対して、報告依頼を実施。

(2) ウェブ調査

クレジットカードを保有している消費者2,000名に対して実施（委託調査）。

(3) 聴取調査

41名（国際ブランド5名、クレジットカード会社14名、販売店8名及び有識者等14名）に対して実施。

第3 調査結果

報告書本体及び概要参照。※詳細は、ホームページを御覧ください。↓

<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2019/mar/190313.html>

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局経済取引局取引部取引企画課取引調査室
電話	03-3581-3372（直通）
ホームページ	https://www.jftc.go.jp/

株式会社ジャパンビバレッジホールディングスに対する勧告について

平成31年3月20日

公正取引委員会

公正取引委員会は、株式会社ジャパンビバレッジホールディングス（以下「ジャパンビバレッジホールディングス」という。）に対し調査を行ってきたところ、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（以下「消費税転嫁対策特別措置法」という。）第3条第1号後段（買いたたき）の規定に違反する行為が認められたので、本日、消費税転嫁対策特別措置法第6条第1項の規定に基づき、同社に対し勧告を行った。

本件は、平成31年3月8日に、中小企業庁長官から消費税転嫁対策特別措置法第5条の規定に基づく措置請求を受けた事案である。

1 違反行為者の概要

法人番号	7011101056873
名称	株式会社ジャパンビバレッジホールディングス
所在地	東京都新宿区西新宿一丁目24番1号
代表者	代表取締役 及川 剛
事業の概要	自動販売機による各種清涼飲料水・食品の販売等
資本金	1億円

2 違反事実の概要

(1)ア ジャパンビバレッジホールディングスは、自動販売機を設置し、清涼飲料水等の小売業を営む事業者であって、後記(2)記載の期間におけるそれぞれの前事業年度の売上高が100億円以上の大規模小売事業者である。

イ ジャパンビバレッジホールディングスは、自動販売機による自社の商品の販売場所を提供する事業者（以下「設置場所提供事業者」という。）と自動販売機設置契約と称する契約を締結し、継続して自動販売機による清涼飲料水等の販売場所の提供を受け、当該場所に自動販売機を設置して自社の商品を販売している。ジャパンビバレッジホールディングスは、当該契約に基づき、設置場所提供事業者に対し、自動販売機により販売した清涼飲料水等の販売個数又は自動販売機の設置台数に応じて販売手数料を支払っている。

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局取引部消費税転嫁対策調査室
	電話 03-3581-3378（直通）
ホームページ	https://www.jftc.go.jp/

- (2) ジャパンビバレッジホールディングスは、設置場所提供事業者のうち、一部のもの（以下「本件設置場所提供事業者」という。）に対し、
- ア 自動販売機により販売する清涼飲料水等の販売価格にかかわらず 1 個当たりの販売手数料につき消費税を含む一定額で定めたものについて、平成 26 年 4 月 1 日以後も消費税率引上げ分を上乗せせず、同年 3 月 31 日までの販売手数料と同額に定め、当該販売手数料に一定期間における販売個数を乗じた額を自動販売機の販売手数料として平成 30 年 9 月分まで支払った。
- イ 自動販売機 1 台当たりの販売手数料につき消費税を含む一定額で定めたものについて、平成 26 年 4 月 1 日以後も消費税率引上げ分を上乗せせず、同年 3 月 31 日までの販売手数料と同額に定め、当該販売手数料に一定期間における設置台数を乗じた額を自動販売機の販売手数料として平成 30 年 9 月分まで支払った。

3 勧告の概要

- (1) ジャパンビバレッジホールディングスは、本件設置場所提供事業者に対し、平成 26 年 4 月 1 日以後も消費税率引上げ分を上乗せせずに支払った①自動販売機により販売する清涼飲料水等の販売価格にかかわらず 1 個当たりの販売手数料につき消費税を含む一定額で定めたもの及び②自動販売機 1 台当たりの販売手数料につき消費税を含む一定額で定めたものについて、同日に遡って速やかに、消費税率引上げ分を上乗せした額まで引き上げ、当該引上げ分相当額を本件設置場所提供事業者を支払うこと。
- (2) ジャパンビバレッジホールディングスは、今後、消費税の転嫁を拒むことのないよう、自社の役員及び従業員に本勧告の内容について周知徹底するとともに、消費税転嫁対策特別措置法の研修を行うなど社内体制の整備のために必要な措置を講じること。
- (3) ジャパンビバレッジホールディングスは、前記(1)及び(2)に基づいて採った措置について、特定供給事業者へ通知すること。
- (4) ジャパンビバレッジホールディングスは、前記(1)から(3)に基づいて採った措置について、速やかに公正取引委員会へ報告すること。

※取引の内容※

本件設置場所提供事業者との間で、自動販売機を設置する契約を締結し、自動販売機の設置場所の提供を受けて、自動販売機により販売した清涼飲料水等の販売個数又は自動販売機の設置台数に応じて販売手数料を支払っている。

※違反行為※

本件設置場所提供事業者に対し、平成26年4月1日以後も消費税率引上げ分を上乗せせずに販売手数料を支払った。

【買いたたき事例 ①】

販売価格にかかわらず清涼飲料水1本当たりの販売手数料を税込一定額で定める場合

(例) 清涼飲料水1本当たりの販売手数料を税込20円と定め、100本販売した場合 (※)
 平成26年3月以前: 税込20円×100本=販売手数料2,000円 (税込)



↓
 平成26年4月以後: 同様に、販売手数料2,000円 (税込) を支払い

【買いたたき事例 ②】

自動販売機1台当たりの販売手数料を税込一定額で定める場合

(例) 自動販売機1台当たりの販売手数料を税込9,000円と定め、1台設置した場合 (※)
 平成26年3月以前: 税込9,000円×1台=販売手数料9,000円 (税込)



↓
 平成26年4月以後: 同様に、販売手数料9,000円 (税込) を支払い

※ 実際の販売手数料とは異なる。

公正取引委員会
 Japan Fair Trade Commission

※勧告の内容※

○販売手数料について、平成26年4月1日に遡って速やかに、消費税率引上げ分を上乗せした額まで引き上げ、当該引上げ分相当額を本件設置場所提供事業者を支払うこと

○消費税転嫁対策特別措置法の研修を行うなど社内体制の整備を行うこと など

消費税転嫁対策特別措置法では、合理的な理由なく消費税率引上げ前の税込価格に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価の額を定める行為を「買いたたき」として禁止しています。



消費税率転嫁されてイルカ
ルカちゃん

株式会社シャープビレッジホールディングス
 (特定事業者)
 (自動販売機による清涼飲料水等の小売業を営む事業者)

本件設置場所提供事業者
 (特定供給事業者 約35500名)



本来支払う額
 税込20円÷1.05
 ×1.08×100本
 = 2,057円

本来支払う額
 税込9,000円÷1.05
 ×1.08×1台
 = 9,257円

今治タクシー事業協同組合に対する警告について

平成31年3月26日
公正取引委員会

公正取引委員会は、今治タクシー事業協同組合（以下「今治タクシー組合」という。）に対し、本日、次のとおり、警告を行った。

本件は、今治タクシー組合が、独占禁止法第19条（不公正な取引方法第12項〔拘束条件付取引〕）の規定に違反するおそれがある行為を行っているものである。

1 警告の相手方

法人番号	8500005004715
名称	今治タクシー事業協同組合
所在地	愛媛県今治市天保山町四丁目5番地
代表者	代表理事 平野 勇夫
事業の概要	組合員間の共通乗車券（チケット）の発行並びに集金業務等

2 警告の概要

- (1) 今治タクシー組合は、定款第7条第1号に規定する「組合員間の共通乗車券（チケット）の発行並びに集金業務」の事業について、「共通自動車乗車券の発行並びに運用に関する規約」と称する規約を定め、今治タクシー組合の組合員との間で、「共通自動車乗車券の発行並びに運用に関する契約公正証書」と称する契約を締結して当該事業を行うに当たり、今治タクシー組合の組合員が行うタクシー事業に関し、同組合員に対し

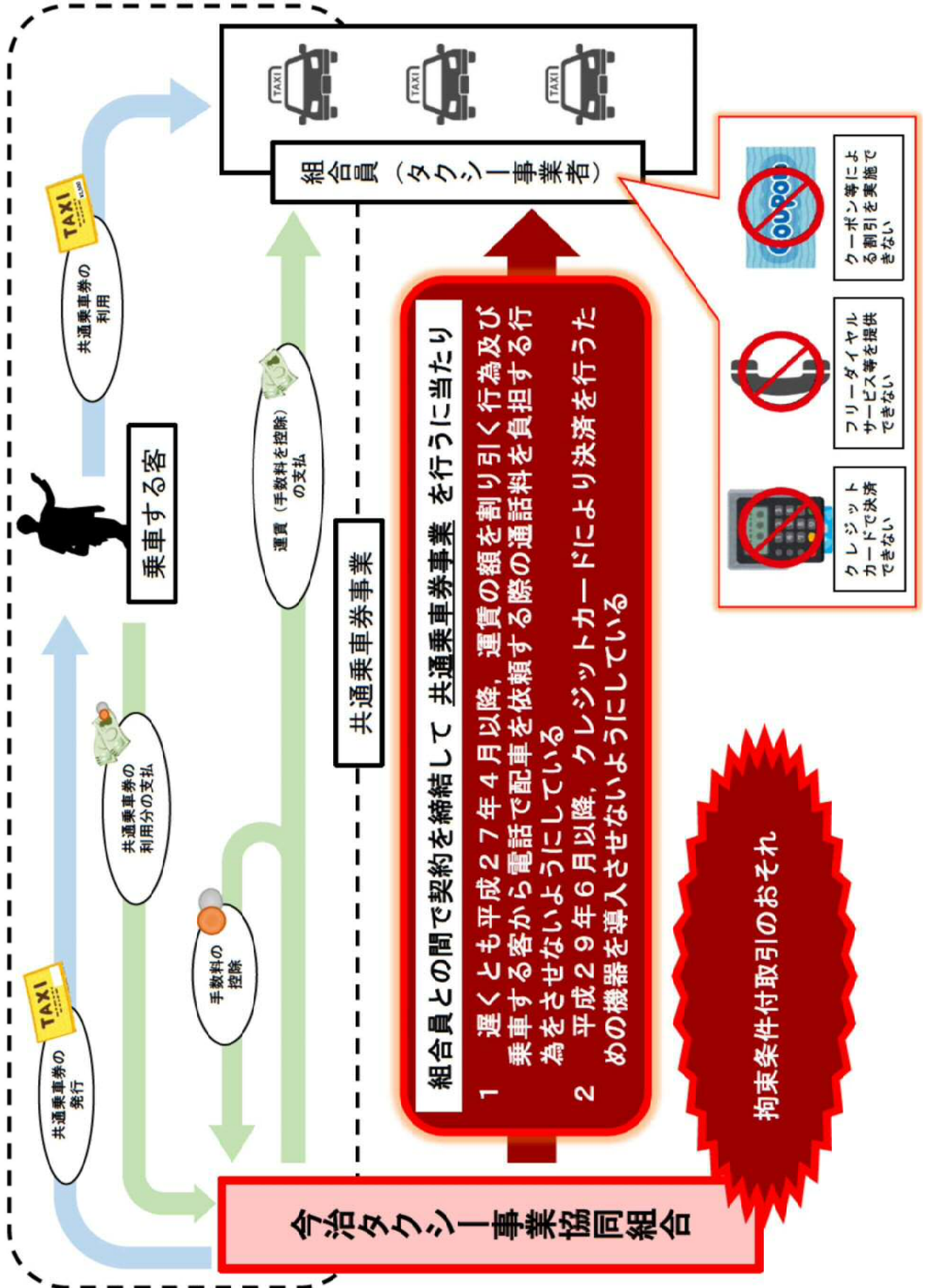
ア 前記の規約及び契約に基づき、遅くとも平成27年4月以降、運賃の額を割り引く行為及び乗車する客から今治タクシー組合の組合員に電話で配車を依頼する際の通話料を負担する行為をさせないようにしている

イ 平成29年5月11日に開催した通常総会における議決に基づき、同年6月以降、乗車する客が運賃及び料金を支払う際にクレジットカードにより決済を行うための機器を導入させないようにしている

事実が認められた。

- (2) 今治タクシー組合の前記(1)ア及びイの行為は、それぞれ独占禁止法第19条（不公正な取引方法第12項〔拘束条件付取引〕）の規定に違反するおそれがあることから、公正取引委員会は、今治タクシー組合に対し、前記(1)の各行為を取りやめ、今後、このような行為を行わないよう警告した。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所四国支所審査課
電話 087-811-1756（直通）
ホームページ <https://www.jftc.go.jp>



平成31年3月29日

株式会社アルトルイズムに対する景品表示法に基づく措置命令について

消費者庁は、本日、株式会社アルトルイズム（以下「アルトルイズム」といいます。）に対し、同社が供給する「黒フサ習慣 ブラックマックスS」と称する食品に係る表示について、消費者庁及び公正取引委員会（公正取引委員会事務総局九州事務所）の調査の結果を踏まえ、景品表示法に違反する行為（同法第5条第1号（優良誤認）に該当）が認められたことから、同法第7条第1項の規定に基づき、措置命令（別添参照）を行いました。

1 違反行為者の概要

名 称 株式会社アルトルイズム（法人番号 3290001063213）
所 在 地 福岡市中央区赤坂一丁目1番5号7階
代 表 者 代表取締役 瀧川 孝紀
設立年月 平成25年6月
資 本 金 300万円（平成31年3月現在）

2 措置命令の概要

(1) 対象商品

「黒フサ習慣 ブラックマックスS」と称する食品（以下「本件商品」という。）

(2) 対象表示

ア 表示の概要

(ア) 表示媒体

自社ウェブサイト

(イ) 表示期間

遅くとも平成30年4月9日から同年10月23日までの間

(ウ) 表示内容（別紙）※別紙は一部抜粋しています。

例えば、黒髪の人物の写真と共に、「白髪染めはしたくない!」、「ロマンズグレーはまだ早い!」、「艶のある漆黒に憧れる世代の方に!!」及び「さあ!“黒活”をスタートしましょう!」等と記載するなど、別表「表示内容」欄記載のとおり記載することにより、あたかも、本件商品を摂取することで、白髪が艶のある黒髪となる効果が得られるかのように示す表示をしていた。

イ 実際

前記アの表示について、当庁は、景品表示法第7条第2項の規定に基づき、アルトルイズムに対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社から資料が提出された。しかし、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。

ウ 打消し表示

前記アの表示のうち

- (ア) 体験談の表示について、自社ウェブサイトにおいて、「体験談は個人の感想で、実感を保証するものではありません。」と記載していたが、当該記載は、一般消費者が前記アの表示から受ける本件商品の効果に関する認識を打ち消すものではない。
- (イ) 「1. 艶のある深い黒さに※¹」及び「2. フサフサボリュームも※²」との表示について、自社ウェブサイトにおいて、「※1: サプリメントの粒の色のことです。」及び「※2: ボリュームのある内容量のことです。」と記載していたが、当該記載は、文字と背景との区別がつきにくく、「1. 艶のある深い黒さに※¹」及び「2. フサフサボリュームも※²」との記載に比べて小さな文字で記載されたものであることから、一般消費者が前記アの表示から受ける本件商品の効果に関する認識を打ち消すものではない。

(3) 命令の概要

ア 前記(2)アの表示は、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものである旨を一般消費者に周知徹底すること。

イ 再発防止策を講じること。

ウ 今後、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、同様の表示を行わないこと。

【本件に対する問合せ先】

消費者庁表示対策課

電 話 03(3507)9233

ホームページ <https://www.caa.go.jp/>

公正取引委員会事務総局九州事務所取引課

電 話 092(431)6031

ホームページ https://www.jftc.go.jp/regional_office/kyusyu/

※ランキング1位とは、弊社販売商品の中で最も多くのチロシン・シスチンを配合しているという意味です。

白髪染めはしたくない！

ロマンスグレーはまだ早い！

艶のある漆黒に
憧れる世代の方に!!

さあ!“黒活”を
スタートしましょう!

黒い食材 チロシン 和漢素材

黒フサ習慣
ブラックマックスS

チロシン配合
ランキング
第1位

シスチン配合
ランキング
第1位



※別紙１・２は省略しています。

「消費税の転嫁を阻害する行為等に関する消費税転嫁対策特別措置法、独占禁止法及び下請法上の考え方」の改正について

平成３１年３月２９日

公正取引委員会

- １ 公正取引委員会は、公正取引委員会、主務大臣及び中小企業庁長官による「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」（平成２５年法律第４１号。以下「消費税転嫁対策特別措置法」といいます。）の執行の統一を図るとともに、法運用の透明性を確保し、違反行為の未然防止に資するため、「消費税の転嫁を阻害する行為等に関する消費税転嫁対策特別措置法、独占禁止法及び下請法上の考え方」（平成２５年９月１０日公正取引委員会。以下「本ガイドライン」といいます。）を策定し、公表しています。
- ２ 今般、公正取引委員会は、平成３１年１０月の消費税率引上げに向けて、消費税転嫁対策特別措置法上の考え方の一層の明確化を図るため、本ガイドラインを改正することとし、平成３１年２月１日に本ガイドラインの改正案（原案）を公表し、同年３月４日を期限として、関係各方面から広く意見を求めたところです。
- ３ 今回の意見募集では、８名の方から意見が提出されました。公正取引委員会は、提出された意見を慎重に検討した結果、原案を維持し、別紙１のとおり、本ガイドラインを改正し、これを公表することとしました。
提出された意見の概要及びそれに対する公正取引委員会の考え方は別紙２のとおりです。
なお、提出された意見は、公正取引委員会事務総局取引部消費税転嫁対策調査室において閲覧に供します。
- ４ 公正取引委員会は、本ガイドラインを十分に周知し、消費税の転嫁拒否等の行為並びに消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する法運用の透明性を確保し、違反行為の未然防止を図るとともに、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保するために消費税転嫁対策特別措置法を適正に運用していくこととしています。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局取引部消費税転嫁対策調査室

電話 ０３－３５８１－５４７９（直通）

ホームページ <https://www.jftc.go.jp/>

消費税転嫁対策特別措置法ガイドライン改正のポイント

経緯・趣旨

平成31年10月の消費税率引上げに向けた「消費税率の引上げに伴う価格設定について（ガイドライン）」の策定、軽減税率制度の導入等に伴い、**消費税転嫁対策特別措置法上の考え方を明確化**する観点から、違反事例を追加



改正のポイント

○ 「消費税率の引上げに伴う価格設定について（ガイドライン）」（平成30年11月28日公正取引委員会ほか関係省庁連名）の策定を踏まえた考え方の明確化

- ・ 「10月1日以降〇%値下げ」、「10月1日以降〇%ポイント付与」等と表示したセールの実施に当たって、取引先に対して、その原資を負担させる場合を違反事例として追加（「減額」、「買ったたき」及び「商品購入、役務利用又は利益提供の要請」）

○ 軽減税率制度の導入に伴う考え方の明確化

- ・ 標準税率が適用される商品の対価について、平成31年10月1日以後、軽減税率が適用された場合の対価まで減じる場合（「減額」）や平成31年10月1日前の対価を据え置く場合（「買ったたき」）について、違反事例として追加
- ・ 転嫁カルテルとして認められない行為の具体例として、「軽減税率の対象品目の対価に標準税率引上げ分を上乗せする旨の決定」を追加

○ 過去の事案の蓄積を踏まえた考え方の明確化

- ・ 公正取引委員会による勧告・指導の中で繰り返し見受けられる違反行為、事業者が問題ないと認識しやすい違反行為として、消費税率引上げ前に税込価格で対価を定めている場合（いわゆる内税取引の場合）に、①そのことを理由として、又は②取引先からの対価引上げの要請や価格交渉の申出がないことを理由として、対価を据え置く場合（「買ったたき」）を追加

○ 近畿中国四国事務所からのお知らせ

1 地方有識者との懇談会の開催について

公正取引委員会では、各地域の経済界の有識者と直接意見を交換し、競争政策に対する理解を得るとともに、それぞれの地域における経済社会の実情に対する認識を深め、的確な法運用にいかしていくことを目的として、管内の各商工会議所・商工会等の経済団体との懇談会を開催しております。当該懇談会の開催についてお気軽にお問い合わせください。



【お問い合わせ先】

総務課 中谷（ナカニ）、岩渕（イワブチ）

●電話：０６－６９４１－２１７３

●メール：

2 経営指導員研修の開催について

公正取引委員会は、従来から、全国の商工会議所及び商工会の皆様の御協力の下、独占禁止法相談ネットワークの整備・活用に取り組んでおり、そのための施策として、経営指導員の方々の独占禁止法や下請法に関する理解を深めていただくため、経営指導員研修会への講師派遣、相談事例集やパンフレット等の参考資料の配布等を鋭意行っているところです。

つきましては、平成３０年度に実施される経営指導員研修会に独占禁止法や下請法の内容を積極的に取り入れていただきますよう御協力方よろしくお願い申し上げます。

【お問い合わせ先】総務課 藤原（フジワラ）

●電話：０６－６９４１－２１７４

3 独占禁止法教室の開催について

公正取引委員会では、当事務所の職員を学校の授業に講師として派遣し、市場経済の仕組みや公正かつ自由な競争の重要性等について、分かりやすく説明する「独占禁止法教室」を開催しています。お気軽にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

総務課 中谷（ナカニ）、岩渕（イワブチ）

（電話：０６－６９４１－２１７３、メール：hiroshi_nakatani603m@jftc.go.jp）

※ 授業構成は、学校様の御要望をお伺いした上、決定いたします。

※ 独占禁止法教室は、学校様の都合に沿うよう、時期、内容及び方法等について調整・検討しますので、お気軽にご連絡ください。また、講師謝金・交通費等の経費は、一切必要ありません。

※ 教育支援のページはこちら→https://www.jftc.go.jp/houdou/kohokatsudo_2/dokkin/index.html

4 移動相談会の開催について

公正取引委員会では、平成21年11月から、中小事業者のための移動相談会を開催しております。

この移動相談会は、下請事業者を始めとする中小事業者の方からの要望に応じ、当該中小事業者の方が所在する地域に当委員会の職員が出張し、独占禁止法の優越的地位の濫用規制や下請法について基本的な内容を分かりやすく説明するとともに、個別に相談受付も行うもので、平成29年度は、近畿地区において、この移動相談会を4府県7か所で開催しました。

この移動相談会は、原則3社以上の中小事業者の方からの申込みにより、当委員会の職員が御相談を承りに伺いますので、ぜひ御活用ください。

【お問い合わせ先】

下請課 奥居（カイ）

●電話：06-6941-2176



5 講習会への講師派遣について

公正取引委員会では、独占禁止法等の違反の未然防止を図るため、各種業界団体等から要請を受けて講習会等へ講師を派遣しております。

講習会等の開催を検討されている業界団体等におかれましては、お気軽にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

独占禁止法関係 総務課 中谷（ナカニ）

●電話：06-6941-2173

下請法関係 下請課 奥居（カイ）

●電話：06-6941-2176



6 消費者セミナーの開催について

公正取引委員会では、消費者を対象として、事業者が競争を行うことによる消費者のメリットや独占禁止法の内容等について分かりやすく説明する、「消費者セミナー」を随時開催しております。

また、御希望により、過大な景品類の提供や不当な表示を規制する景品表示法につきましても、御説明させていただきます。

御興味のある方は、お気軽にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

取引課 赤土（アカツチ）、吉岡（ヨシオカ）

●電話：06-6941-2175

中小事業者の皆さまへ

公正な取引を実現するため 私どもに御相談ください

下請法や優越的地位の濫用等についての
疑問や質問にお答えします！



移動相談会



あなたの地域・職場に伺います！

公正取引委員会は移動相談会を実施しています。取引先
による支払遅延や返品などでお困りでしたら、公正取引委
員会に御相談ください。

※同じお悩みを持つ方々と3社以上
でお申込みください(無料です)。

詳しくは裏面を御参照ください。



相談窓口



電話での相談にも対応いたします。

詳しくは裏面を御参照ください。



秘密は守らせていただきますので、安心して御相談ください。



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

中小事業者向け相談窓口

管轄地区	申込先	T E L	F A X
北海道	北海道事務所下請課	011－231－6300(代)	011－261－1719
青森，岩手，宮城，秋田， 山形，福島	東北事務所下請課	022－225－8420	022－261－3548
茨城，栃木，群馬，埼玉， 千葉，東京，神奈川， 新潟，山梨，長野	取引部企業取引課	03－3581－3373	03－3581－1800
富山，石川，岐阜，静岡， 愛知，三重	中部事務所下請課	052－961－9424	052－971－5003
福井，滋賀，京都，大阪， 兵庫，奈良，和歌山	近畿中国四国事務所 下請課	06－6941－2176	06－6943－7214
鳥取，島根，岡山，広島， 山口	中国支所下請課	082－228－1501(代)	082－223－3123
徳島，香川，愛媛，高知	四国支所下請課	087－811－1750(代)	087－811－1761
福岡，佐賀，長崎，熊本， 大分，宮崎，鹿児島	九州事務所下請課	092－431－6032	092－474－5465
沖縄	沖縄総合事務局 総務部公正取引室	098－866－0049	098－860－1110

「移動相談会」申込用紙

【申込方法】 申込用紙に必要事項を記載し、上記の相談窓口まで FAX でお送りいただくか、
申込用紙の各事項をテキスト形式で記載し、下記のアドレスにメールをお送りく
ださい。

申込先メールアドレス : soudankai@jftc.go.jp

1	申込代表者の氏名・ 会社名・住所（注１） <b style="color:red;">（必須）	ふりがな 氏名 会社名											
		住所											
2	申込代表者の連絡先 （携帯電話でも可） <b style="color:red;">（必須）	電話番号〔 — — 〕 連絡可能な時間帯 〔午前・午後 時 ～ 午前・午後 時〕											
3	参加者の概要 <b style="color:red;">（必須）	該当するものに✓してください（複数回答可）。 ☐ 下請事業者 ☐ 物流事業者 ☐ 納入業者 ☐ その他（ ）											
4	参加人数 （申込者含む）	名											
5	申込代表者が所属す る会社の資本金額・業 種（事業内容）	資本金額 万円		業種（事業内容）									
6	開催希望日 （土・日・祝日は不開催）	第１希望		第２希望		第３希望							
7	開催希望場所	都道府県・市区町村名		場所（記載例：民間の施設）									
8	相談内容 （複数可）（注２）	（記載例：下請法が適用される取引について）											

(注 1) 連絡が取れる限り、個人名のみ又は仮名での申込みも可能です。

(注2) 相談したい内容について簡単に記載してください。

2017 年 12 月



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

お問い合わせ先

公正取引委員会事務総局
近畿中国四国事務所
消費税転嫁対策調査室

TEL 06-6941-2205

来たる! 2019年10月!
増税前の
今だからこそ!

気をつけてイルカ? 消費税転嫁対策

説明会・移動相談会

- 公正取引委員会の職員が説明を行います
- 個別に相談を受け付けます

転嫁拒否行為

- 消費税転嫁対策特別措置法の解説
- よくある違反事例
- 違反にならないために

軽減税率

- 国税局の職員が軽減税率制度について説明します



社会保障の充実やよりよい社会をつくるために、消費税の円滑な転嫁は必要不可欠です。

しかし中には、消費税の転嫁を拒む行為も…。

昨年度はなんと、375件もの消費税転嫁拒否行為が発生。

みなさんは心当たり、ございませんか？

あなたの地域・職場に 公正取引委員会の職員が伺います

消費税の転嫁拒否で お困りの事業者の方は 私どもに御相談下さい！！

✖ 減額



✖ 買いたたき



✖ 商品購入・
役務利用・
利益提供の要請



✖ 本体価格での
交渉の拒否



- ※ 同じお悩みを持つ方々と2社以上でお申込みください。また団体の申込みも可能です（無料です。）。
- ※ 詳しくは裏面を御参照ください。

秘密は絶対厳守いたします。



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

「消費税の転嫁拒否等についての移動相談会」申込用紙

申込代表者の氏名・会社等名・住所（注１） （必須）	氏名・会社等名（ふりがな）		
	住所		
参加人数（申込者を含む。）	名		
申込代表者の業種 （事業内容）			
参加者の概要 （必須）	参加する方が該当するものに✓してください（複数回答可）。 □事業者 □事業者団体 □その他（ ）		
開催希望日	第１希望	第２希望	第３希望
開催希望場所	都道府県・市町村名	場所〔記載例：申込代表者の社屋〕	
相談内容（複数可） （注２）			
代表者の連絡先（必須） （携帯電話でも可）	電話番号〔 〕 連絡可能な時間帯 午前・午後 時 ～ 時		

（注１）連絡が取れる場合に限り、個人名（仮名も含む。）のみの申込みも可能です。

（注２）相談したい内容について簡単に記載してください。

【お申込先】以下のとおりです。また、メールによるお申込みもできます（申込書の各事項をテキスト形式で記載し、お申込みください。申込先メールアドレス：tenka-soudankai@jftc.go.jp）

代表者の所在地区	お申込み先	F A X 番号	電話番号
北海道	北海道事務所 消費税転嫁対策調査室	011-261-1719	011-231-6300
青森, 岩手, 宮城, 秋田, 山形, 福島	東北事務所 消費税転嫁対策調査室	022-721-8180	022-217-4260
茨城, 栃木, 群馬, 埼玉, 千葉, 東京, 神奈川, 新潟, 山梨, 長野	取引部取引企画課	03-3581-1948	03-3581-1891
富山, 石川, 岐阜, 静岡, 愛知, 三重	中部事務所 消費税転嫁対策調査室	052-971-5003	052-961-9493
福井, 滋賀, 京都, 大阪, 兵庫, 奈良, 和歌山	近畿中国四国事務所 消費税転嫁対策調査室	06-6943-7214	06-6941-2205
鳥取, 島根, 岡山, 広島, 山口	中国支所 消費税転嫁対策調査室	082-223-3123	082-228-1520
徳島, 香川, 愛媛, 高知	四国支所 消費税転嫁対策調査室	087-812-5760	087-862-1995
福岡, 佐賀, 長崎, 熊本, 大分, 宮崎, 鹿児島	九州事務所 総務課	092-474-5465	092-431-5881
沖縄	内閣府沖縄総合事務局総務部 公正取引室	098-860-1110	098-866-0049

○ 公正取引委員会の窓口

公正取引委員会は、独占禁止法、下請法及び消費税転嫁対策特別措置法を運用しています。独占禁止法は、事業者による公正で自由な競争を通じて経済が発展し、消費者利益が確保されるよう、カルテルや談合などを禁止し、自由経済社会における公正で自由な競争環境を整備するための基本ルールを定めた法律です。

また、下請法は下請取引の公正化を図り、下請事業者の利益を保護するため、独占禁止法の特別法として制定されたものです。

消費税転嫁対策特別措置法は、消費税の転嫁拒否等の行為を禁止するなど、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保するための特別措置を定めた法律です。

公正取引委員会では、これらの法律に関する御相談を随時受け付けております。また、地方事務所では、不当な表示等を禁止する「景品表示法」（消費者庁が所管）についても御相談を受け付けております。是非、お気軽に御相談ください。

近畿地区（福井県を含む）における相談や申告等の窓口は、次のとおりです。

公正取引委員会事務局近畿中国四国事務所

（所在地）〒540-0008 大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館

（電話）06-6941-2173（総務課）

06-6941-2174（経済取引指導官）

06-6941-2175（取引課）

06-6941-2176（下請課）

06-6941-2193（第一審査課）

06-6941-2206（消費税転嫁対策調査室）



コウトリ星から地球の調査に来た宇宙人「どっさん」

① 公正取引委員会又は独占禁止法についての一般的な相談	総務課
② 流通・取引慣行、特許・ノウハウライセンス、共同研究開発等についての相談	経済取引指導官
③ 会社の株式所有・合併・分割・営業譲受の届出	経済取引指導官
④ 中小企業等協同組合法の届出	経済取引指導官
⑤ 事業者団体の活動についての相談	経済取引指導官
⑥ 優越的地位の濫用についての相談	取引課
⑦ 下請法についての相談	下請課
⑧ 下請法違反被疑事実についての申告	下請課
⑨ 独占禁止法違反被疑事実についての申告	第一審査課
⑩ 景品表示法についての相談	取引課
⑪ 景品表示法違反被疑事実についての申告	取引課
⑫ 申告の処理に係る申出	総務課
⑬ 消費税の転嫁拒否等の行為等に係る相談・違反情報の受付	消費税転嫁対策調査室
⑭ 消費税転嫁・表示カルテルの届出	消費税転嫁対策調査室

○ 公正取引委員会メールマガジン・SNS等

公正取引委員会では、公正取引委員会の活動状況に関する情報を積極的に御提供させていただくために、毎週1回、「公正取引委員会メールマガジン」を配信させていただいております。御希望の方は、公正取引委員会ホームページの「報道発表・広報活動」に設けてあります公正取引委員会メールマガジンより御登録をお願いします。<https://www.jftc.go.jp/houdou/merumaga/index.html>

公正取引委員会では、以下のソーシャルメディア（Twitter, Facebook 及び YouTube）による情報発信もしております。

Twitter

アカウント名：公正取引委員会（@jftc）

Facebook

アカウント名：公正取引委員会（JapanFTC）

YouTube

アカウント名：公正取引委員会チャンネル（JFTCchannel）

各企業・団体等で実務を御担当される方々にも広く近畿中国四国事務所の活動を知っていただくため、「公取近畿だより」のメールでの配信も行っています。貴下の御担当者の方々に御案内いただくとともに、メールでの配信を御希望の方は、以下のお問い合わせ先まで御連絡ください。

【お問い合わせ先】総務課 中谷（ナカニ）

●電話 06-6941-2173

●メール：hiroshi_nakatani603m@jftc.go.jp